

統一地方選挙 知道 事議

選挙投票日

平成18年12月8日、「地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が施行され、今年3月1日から6月10日までに任期満了となる議員や長の選挙が行われます。

この法律は、有権者の利便性や関心を高めることはもちろんのこと、選挙事務の効率化や費用節減を目的に、4年に一度、任期満了が集中するこの時期に選挙を統一するために制定されたものです。これを「統一地方選挙」といいます。

あなたの大切な一票を無駄にすることのないよう、投票日の4月8日には必ず投票しましょう。

北海道知事選挙・北海道議会議員選挙

【告示日】 知事 平成19年3月22日（木）
道議 平成19年3月30日（金）

【投票日】 平成19年4月8日（日）

《選挙については、市選挙管理委員会事務局 ☎(23)6111番
内線2330・2331へお問合せください。》

○年齢要件 昭和62年4月9日までに生まれた方で、住所要件を満たしている方。

○住所要件

知事 平成18年12月21日以前に根室市に転入届出し、引き続き住所を有する方。

道議 平成18年12月29日以前に根室市に転入届出し、引き続き住所を有する方。

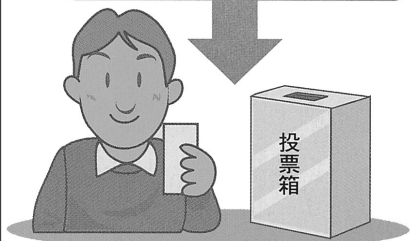
投票日前でも直接投票ができる「期日前投票制度」をご存知ですか

期日前投票

期日前投票所にて投票用紙への記載



選挙人本人が投票用紙を
直接投票箱へ



選挙は、選挙期日（投票日）に投票所で投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票ができる仕組みです。

■投票対象者 選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方々です。投票の時は、宣誓書にある一定の事由の中から自分が該当するものを選択します。

■投票期間 選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。今回の選挙では、知事選挙は平成19年3月23日（金）から平成19年4月7日（土）、道議選挙は平成19年3月31日（土）から平成19年4月7日（土）までの期間となります。

■投票場所 市役所1階ロビー（投票所入場券を持参してください）

■投票時間 午前8時30分から午後8時まで

■投票手続 期日前投票は選挙期日の投票所と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所での投票と同じです。

■選挙権認定の時期 選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることが可能となるものです。したがって、期日前投票を行った後に、他市区町村への移転、死亡等の事由が発生して選挙権をうしなったとしても、有効な投票として取り扱われることとなります。